地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
45	建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し	1~3
3	児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し	4 ~ 6
10	子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し	7 ~ 10
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し	11~19
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等	20~22
15	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	23~28
12	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	29~33

管理番号 5 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名)

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないことされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。

具体的な支障事例

- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や 整理、発送事務の負担が生じている。
- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。
- ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあっては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあっては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。
- ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地 方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケー スがあったなど申請者側が混同している事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあっては、都道府県の進達期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同様に、経営事項審査にあっても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第5条、第 11 条、第 12 条、第 27 条の 26、第 27 条の 28、第 27 条の 29、第 44 条の4 建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第 11 条、第 19 条の6、第 20 条、第 21 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

- 〇国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。
- 〇申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせてくることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように伝えている。
- 〇県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月 20~30 件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- 〇申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりでいても、まだ地 方整備局に届いていないことがあった。
- 〇受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進達期間(標準処理期間 30 日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。
- 〇国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都 道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。
- 〇国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。
- 〇本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。
- 〇従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を経由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいので、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあってしかるべきである。
- 〇当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。

各府省からの第1次回答

申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の経由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の経由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。

また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなっており、申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。

加えて、このような都道府県の経由事務を廃止したとしても、都道府県が 30 日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間 30 日がなくなる」とのご指摘はあたらない。

なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通大臣許可に係る経由事務は、内容の審査に及ぶものではなく、必要な様式(書類)が整っているかの確認を行うもので、対面での提出を求めるまでのものではない。

実際に、本県では知事許可に係る更新申請及び各種届出について郵送での提出を認めているが、受け付けた申請等の中で、郵送提出分も含め、必要書類未添付による手戻りはほとんど発生していない。

経由事務を廃止すれば、法定様式による書類も確認資料もともに地方整備局に提出することができ、問い合わせ窓口も一本化され、申請者にとっての負担軽減になり、利便性はむしろ向上するといえる。

また、建設業法施行規則改正により平成27年4月から、都道府県に申請書類の写しは提出されないこととなっているため、国土交通大臣許可業者に対し法第28条第4項、第5項による指示処分又は営業停止処分を行

う際に、当該業者の申請書類の写し等をもとに処分を迅速に行うことができるというご指摘はあたらない。 さらに、標準処理期間30日についてであるが、本県の場合、事務の便宜上、受け付けた申請書をまとめて発送(月2回発送)するためのいわゆる書類を保管している期間が大半を占めており、申請者が直接地方整備局へ提出することとなれば、この期間は短縮されると考えられる。

行政手続部会において電子申請や書類の簡素化等について検討していることは承知しており、申請者の利便性が向上することは歓迎されることではあるが、現に発生している事象は直ちに解消すべきであり、窓口の一本化は早急に行う必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【滋賀県】

○ 経由都道府県による申請書等の不備の指摘については、国土交通大臣許可業者または国土交通大臣許可業者になろうとする者に対して都道府県の立場で不備等の指摘をする権限が明確でないこと、国と経由都道府県で申請書等の記載方法に多少の違いがあるために申請者等に対し国・経由都道府県でそれぞれ異なった指摘をして申請者が混乱させる恐れがあることなどの問題点があると考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

〇都道府県における申請書の形式審査より地方整備局における申請書類と確認書類を突合しながら行う内容 審査の方が、補正頻度が高く、かつ重要と考えられ、形式審査のみのために都道府県を窓口とすることで社会 的なコストも増すのであれば、経由事務を廃止して直接地方整備局に提出することとすべきではないか。

- 〇経由事務を廃止すると各地方整備局から遠い申請者にとって不利益になるとのことだが、現在も地方整備局への確認書類の提出は直接郵送によるところが多く、申請書の提出も同様に直接整備局に郵送とすることは可能ではないか。その方が、提出先が一本化され、処理日数も短縮され、申請者の利便に資するのではないか。
- ○電子申請化の実現まで都道府県経由事務を現状のままとすべきではなく、また、電子申請化が実現しても紙
- ベースでの申請も残るのならば、現時点で都道府県経由事務の在り方を見直すべきではないか。
- ○電子申請化に向けた予算要求の状況及びスケジュールは如何。

各府省からの第2次回答

〇現在、政府全体の重要課題である「建設業の働き方改革」の実現に向け、建設業における長時間労働の是正や生産性の向上に資する取組を推進するため、建設業の許可申請等のあり方についても、申請者及び審査行政庁の双方の負担を軽減する観点から、申請書類の簡素化や電子申請化に向けた検討・調査を行うこととしており、平成30年度予算概算要求の中で必要経費を盛り込んだところである(2億円の内数)。

今後、電子申請化により、オンライン上で申請書類等の形式審査を行うことができるようになれば、都道府県 経由事務についても、その大幅な改善が期待されることから、電子申請化等に向けた総合的な検討の中で、経 由事務のあり方も含めた議論を行っていくこととしたい。

〇なお、申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点や、許可手数料収入 印紙の貼付の有無等に伴う申請者側とのトラブルを防止する観点からも、郵送ではなく対面での提出を求めて いる場合が多い。この点、地方ブロック毎に設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類 提出できるようにすることで、申請者の負担軽減が図られている。

仮に、直ちに、都道府県の経由事務を廃した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者に とっては、申請負担が増大し、「住民の利便性の向上」と逆行する。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(3)建設業法(昭 24 法 100)

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務 (44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成 30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童養護施設の保育士配置基準の緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。

具体的な支障事例

近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成 29 年 10 月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は 2.64 であり、求める人数の半分の希望者もいない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この課題に対する解消に繋がるものと考える。

また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山県市、北九州市、大分県

○①支障事例について

児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。

②地域における課題等について

児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。

保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあっせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職してい

ない。

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることを PR することも必要である。

〇保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。

女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦労している。

- 〇支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員(保育士)の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉(社会的養護関係)を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。
- 〇平成29年度において、県内1ヵ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員(保育士や児童指導員)の確保ができず実施を延期した事例があった。

各府省からの第1次回答

保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、賛同している自治体の中には、保育士を含めた直接処遇職員の確保ができないために、例えば定員に空きがあっても入所受入れができない等、深刻な支障事例が出ており、現場は待ったなしの状態である。

厚生労働省からの回答に「関係団体等の意見等を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設側からも「幼稚園教諭でも役割を十分に果たすことができるので、幼稚園教諭を配置できるようにしてほしい。」との話が多数出ており、自治体や施設(現場)側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・ 最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 〇 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の弾力化により、幼稚園教諭を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園教諭は役割を十分に果たすことができるという現場の声を踏まえても、同様の弾力化を図り、人材の有効活用を認めるべきではないか。
- 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

平成 28 年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」を進める中で、児童養護施設等については、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このような中、施設職員の要件緩和については慎重な意見があり、幼稚園教諭の免許状を保有する者を保育士の代わりとすることは、引き続き慎重な検討が必要である。

一方で、人材確保については、喫緊の課題となっていることから、職員の専門性の向上や施設の高機能化に考慮しつつ、施設の職員配置における幼稚園教諭の免許状を有する者の配置について、どのような対応が可能 か検討を進めてまいりたい。

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算 II が創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善 II の申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成30年4月16日付の通知(「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の 撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されや すくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環 境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

花卷市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

- 〇当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。
- ○当市では全ての施設において、処遇改善等加算 II を取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ 等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が 上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望 む。
- ○処遇改善等加算 II の加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。

施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。

このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。

○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Iの申請を行わない施設がある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直していただきた。

- 〇加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。
- ○処遇改善等加算 II は、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。

また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。

本年度は処遇改善等加算 II の運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。

- 〇当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。
- ○本市でも、処遇改善加算 II の配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。
- 〇施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。

施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。

- 〇現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。
- ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算 II の申請を行わない施設がある。

国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。

- 〇本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。 そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分 を保障する『市処遇改善等加算 II 』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該 制約の撤廃について賛成します。
- ○処遇改善等加算 II については、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算 I も活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算 I の基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。
- ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算 II の申請を保留しているとの声もある。

- ○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算 II を申請しないケースは本市においても同様に存在する。
- 〇加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。
- ○4万円の処遇改善 II の対象者が 1/3 までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善 II の実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は 76%に留まっている。
- 〇各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等 の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。
- 〇平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。
- ○処遇改善等加算 II が実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算 II の運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。
- 〇県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設が ある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算 II は、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけではなく、 保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築 していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。

しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満た す職員全てに月額4万円を支給することはできない。

また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。

さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。他にも、処遇改善等加算 II が実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。

以上のことから、加算総額が各施設等の裁量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。

今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 処遇改善等加算 II については、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。

今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意 し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という 要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。

○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算 II を活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により 周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運 用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。

- ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中にあって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
- ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
- ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が 当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
- ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
- ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 61 号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山県市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

- 〇現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。
- 〇連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、当市には提案事項の2点目にある市が 運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。
- 〇保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。
- 〇連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け 入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。
- 〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を 失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。
- 〇経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。
- 〇市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

各府省からの第1次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。

また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。)第6条第1項第2号に係る連携協力については、昨年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。

また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。

(③について)

設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(①及び②について)

提案している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。

また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により「連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで3歳児以降の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。

なお、「代替保育の提供」については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見 直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続

き検討をお願いしたい。

(③について)

経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。

この家庭的保育事業等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

< 卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

- 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。
- 〇 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

- 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。
- 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

(③について)

設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の拡充

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。
- ① 認証保育所
- ② 企業主導型保育事業所
- ③ 特区小規模保育事業所
- 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の 要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。

具体的な支障事例

- 1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成 30 年 4 月 27 日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。

現状、区市町村では、「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に 支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等 における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

- ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員
- ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 〇保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家

庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、神戸市

○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

各府省からの第1次回答

(1について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。(2について)

ご指摘の「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1について)

- ○連携施設の確保にあたり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。
- 〇3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。
- 〇一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。
- 〇「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができないか。
- 〇「卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。
- 〇「代替保育」が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。
- 〇なお、現行の基準(省令)では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・ 最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

< 卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

- 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。
- 〇 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

- 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。
- 〇 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ま しいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平 成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、② 代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な 確保が義務付けられている。

本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。

しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を 市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児 において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保 育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う 保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け 皿の確保を進めることが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市

〇本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。

〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を

失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

- 〇本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。
- ○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている
- 〇経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。
- 〇市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。
- 〇本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成 28 年度 38.0%、平成 29 年度 69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに 100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 〇経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。
- 〇経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表明していただきたい。万が一、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・ 最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

< 卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応 は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、 企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏ま えれば、当然保育の質は担保されているものと考えるべきではないか。

〇 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

- 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。
- 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における 議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 〇事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。
- 〇現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても 同様に、3~5歳児の受け入れを可能とする。
- ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
- 〇上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

- 〇事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3~5歳児は受け入れられない。
- 〇本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育 所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する
- ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、山県市、豊中市

〇事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては,連携施設の確保に苦慮しているという声も 寄せられることもあり,提案内容のとおり措置されることで,事業者の参入が促されることが考えられ,待機児童 の解消に繋がるものと思われる。 〇従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所にような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

〇本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3~5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3~5歳を設定できるようにすることで、、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

各府省からの第1次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 45 条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設の設定ができない)などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受入ができないものと理解(新規受け入れや定員設定はできないと理解)している。しかしながら、厚労省の回答の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受入や定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。

また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳児以上の児童の受入を実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転園させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。

地域型保育事業については、満3歳児未満については家庭的な雰囲気による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。

今回の提案により

- ①連携施設がなくても整備できる。(経過措置を除く)
- ②現在、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。
- ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。
- ④運営事業者としても安定した事業計画が立てられる。
- 等のメリットはあると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊中市】

現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第 16 版】No241 及び事業者向け FAQ【第 7 版】P50、Q10 にも不可能ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支障事例に加え保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業者内保育事業における地域枠について3~5歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。

また、連携施設の設定についてのご回答について、3歳以降の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5

年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・ 最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<満3歳以上の児童の受入について>

- そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか
 - ①満3歳未満からの継続利用
 - ②満3歳以上の児童の新規受入れ
 - ③満3歳以上の児童の定員の設定
- のそれぞれについて明確に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング (平成28年7月11日等)における発言も踏まえて具体的に回答されたい。)
- 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、
 - ・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否
 - ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否

については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。

提案されている利用定員 20 名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応(満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定)も可能とするべきではないか。

- また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。
 - •従業員枠、地域枠共通
 - ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合
 - ②保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合
 - ・従業員枠のみ

保護者の強い希望がある場合

これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。

< 卒園後の受け皿としての連携施設の確保について>

〇 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、直ちに所要の省令改正等を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。

また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設定については、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

管理番号 68 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 酒々井町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、 都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計 画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が 充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第 1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき (地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのために は、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を 実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)におい て、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同 意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体 の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないこと から、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみ とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募 集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分 権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえら れ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村 の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員 数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制 度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か 具体的な支障はあるのか。

- 〇 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制 が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識してい る。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体 間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことからも、制度を見直すべきではない か。
- 〇 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議 2Δ

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変 化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (12)都市計画法(昭43法100)
- (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準 用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中 に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (14)都市計画法(昭43 法100)
- () 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19 条3項(21 条2項で 準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏ま え、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結 論を得る。

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する	5規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)			
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止								
(事項句)									
提案団体	全国町村会								
制度の所管・関係府省									
	国土交通省								
求める措置の具体的内容									
町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。									
具体的な支障	章事例、地域の 	実情を踏ま	えた必要性等						
	- · · · -	定しようとす	るときは、あらかし	こめ、都道府県	知事に協議し	、その同意を得なけれ			
			務付け・枠付けの 対」で都道府県の			の同意については、「町			
· · -	Ty condition Eの必要性】	(, 11)] C , 14) 1	1]で即足が 朱〇	另 子 [C					
						て市よりも大きい町村が そとの考え方は合理性が			
ない。									
	都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と 町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。								
1,1,7,2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-01 HINE/117	1 2 1 122 2 2					

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、 都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計 画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が 充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第 1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき (地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村が ある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性が ない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と 町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募 集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分 権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえら れ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみ とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募 集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分 権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえら れ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村 の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員 数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制 度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か 具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制 が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識してい る。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことからも、制度を見直すべき か。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議 決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変 化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【国土交通省】

- (12)都市計画法(昭43法100)
- (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準 用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中 に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (14)都市計画法(昭43 法100)
- () 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19 条3項(21 条2項で準 用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、 都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を 得る。

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

育児休業等の期間延長にかかる要件緩和

提案団体

大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。

具体的な支障事例

現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。

また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、 待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。

また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪

府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市

〇本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な 把握が困難となっているだけではなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務 負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。

〇本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。

また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げることを繰り返す事例が多数発生している。

- 〇当市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正 の必要性がある。
- 〇入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。

育休(給付金の受給期間)を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。

〇本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、 保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。

本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。

〇当市においても, 復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし, 意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり, 申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており, 事務負担の増, 申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。

このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。

○ 当市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。

今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。

- 〇育児休業等の延長のために保育所の入所申込をする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。
- 〇本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。

入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。

〇育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。

上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。

事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。

〇本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。

〇現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にあっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入

所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。 〇無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改正が必要と考える。

〇府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。

〇本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)

育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。

〇本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が 生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できない ケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。 〇育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が 多く見受けられ、本来入所できていた子どもが入所できない状況が発生している。

そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

各府省からの第1次回答

〇育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。

〇保育所に入れない証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、これは、給付の受給要件を満たす か否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省から「入所保留通知書の提出を不要とすることは困難」という回答があったが、本提案は、保留通知書が給付の受給要件を満たすか否かを確認できるものではなく、このために保護者の負担に加え、公平な利用調整にも支障をきたしていると主張しており、本市の提案を十分ご理解いただいていないものと考えている。

先日の関係府省ヒアリングにおいて、厚生労働省からは「育児休業の延長が認められるのはあくまで例外に当たる場合、すなわち保育所に入所できない場合であり、その確認手段として保留通知書の提出を求めている。復職の意思がないにもかかわらず申込みを行い、保留通知書を得ようとする行動は、本来望ましくない行動であり、延長の対象にならないことをアナウンスしていくことは、すぐできる」旨の説明があった。

労働行政を司る立場としての考え方を否定はしないが、育児休業の延長を希望する保護者には、育児休業延長後に復職する意思を持ちながら、当面の間「しばらく子育てに専念したい」と考え、やむを得ず保留通知の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない実態があり、しかもそのような事例が多数生じている現状を十分認識していただきたい。「そういう保護者をどのように除いていくのか、内面の意思をどのように確認するのか」という議論は、「1億総活躍プラン」において「希望出生率 1.8 の実現」という目標を、国をあげて実現しようとしている中で、誤った方向へ行く可能性があると指摘せざるを得ない。

厚生労働省におかれては、本提案の課題解決に向けて検討が必要という認識をお持ちいただいていると理解 しており、早急に地方自治体との意見交換の場を設定していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【池田市】

回答の趣旨は理解できるが、支障事例に提示のとおり、実態として当初から給付金を受給する目的での保育所申込が多発しており、ニーズの適正な把握への支障、不要な事務負担の増加等の要因となっているため、提案を踏まえた制度の見直しが必要であると思料。

【川崎市】

内面の意思について、明確に確認することは困難であり、また、あえて入所が厳しい特定の保育所のみを希望するなど、育休延長目的と思われる場合でも、申請があれば受理せざるを得ない状況にある。

育児休業延長措置について、制度本来の趣旨や、保留通知を外形的に判断する根拠として提出を求めている

ことは、一定程度理解できるが、運用の現状としては形骸化していると言わざるを得ない状況と考えられる。 このことにより、自治体窓口での不要な事務負担が生じるだけでなく、保育所整備を進めるにあたり、的確な保 育二一ズを把握することができないといった問題も生じているが、何よりも、育休延長目的の方が入所内定し、 辞退することにより、真に保育を必要とする方が入所できない状況は、避けるべきと考えられる。

多くの保護者は、貴重な子どもとの時間を大切にしたいと考える一方で、仕事におけるキャリア形成など、子育てと社会参加の両立を望んでおり、また、子育てに対する考え方や家庭の事情、会社都合等により、復職を希望するタイミングも多様であると考えられることから、保育所の入所の可否に関わらず、自由に育児休業期間を選択できるなど、柔軟な制度への見直しをお願いしたい。

【豊中市】

現状では本市含め多くの自治体で、入所枠に空きがなく入れない可能性が高い園を希望園として申込むことにより、保留通知を容易に入手し、事実上無条件で育児休業を延長していると思われる実態があることを鑑みると、保留通知の代わりに本人申立書を必要書類と改めてもよいのではないか。もしくは、原則1歳までの育児休業を原則2歳までに変更すれば、証明書等自体を不要とできるのではないか。

【船橋市】

実態として、すぐに復職する意思がない者からの利用申込みが待機児童数の増加につながっていることに加え、不必要な利用申込みにより市区町村の事務負担を増大させ、国が市区町村に対し促している、「真に保育所への入所を望む申込者の保活における寄り添う支援の充実」の妨げになっていることを理解していただきたい。

ついては、育児休業の取得期間及び育児休業給付金の支給期間の延長要件そのものを緩和するなど、制度の抜本的な見直しを検討願いたい。

【江戸川区】

育児休業制度はワークライフバランスの観点からも非常に有意義な制度であると考えている。昨年 10 月から最長 2 歳まで延長できると制度が改正されたことに対しても、同様の観点から評価している。

しかしながら8月1日に実施された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」のヒアリングでは、 育児休業制度について厚生労働省側にワークライフバランスという視点からの見解が述べられなかった。

本区では乳児期の家庭保育は児童の発達や親子の愛着形成のために重要であり、保護者の希望によって、 少なくとも保育所に入所する満1歳の4月まで育児休業制度を取得し、家庭保育することは積極的に推進するべきと考えている。

待機児童解消策としても、児童の健全育成という観点からも、育児休業を取得しやすい環境や取得後の職場 復帰がスムーズに行える体制を整え、短時間就労や在宅勤務を進めるなど、単に保育施設の増設だけではな く、労働環境全般の取組が必須であると考える。

育児休業を取得し、保護者が家庭で保育することは子どもにとって望ましいことである。これを待機児童数に加えることは根本的に問題がある。まして保留通知取得が目的の申請があると真の保育需要の把握が困難になる。

今回の大阪市の提案は、自治体の事務的負担を軽減する目的もあるものと理解している。

本区も、大阪市の状況と同様であり、保留通知の取得が目的の保育所の入所申請は本来の趣旨とは逸脱しており、好ましいものではないと考えている。

また、有識者から厚生労働省への「保留通知の取得が目的の入所申請について自治体の事務負担があることの認識」に関する発言に対し、厚生労働省側からは「認識しており、年内に改善策を示す」旨の発言があったので、その結果を注視している。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所等の公平な利用調整等に重大な支障が 生じており、関係府省ヒアリングにおいても支障の解消に向けて対応する必要があるとの貴省の考えが示され たところであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を 及ぼす喫緊の問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。
- 〇 また、制度やその運用の見直しに当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることがないようにするとともに、保護者の育児休業の機会を妨げることがないよう留意していただきたい。
- なお、現行では、保育が実施されないことを理由にした育児休業等の延長時には、その確認資料として市町

村の作成する入所保留通知書が必要となっているが、他の資料によって「保育が実施されないこと」を確認することもできるのではないか。

各府省からの第2次回答

- 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。
- すなわち、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合に限られた例外的措置であり、その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当で、御提案のような「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。保留決定通知書は、保育を希望しながら保育所等に入れなかった場合に必ず交付されるものであり、それを活用することは合理的な取扱いであると考える。
- 〇 その上で、保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の方法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなど、運用上の工夫をすることで、公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図ることもできると考えており、具体的な手法について今後お示しすることを検討している。
- また、育児休業の制度趣旨に鑑みれば、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に、法律上の育児休業として延長することができる(そうでない場合には延長できない)旨をリーフレット等で周知徹底する。
- 〇 さらに、明らかに制度趣旨とは異なる育児休業・給付の延長の申出があった場合には、適切に対処する必要がある。保育所等の申込みに際し、第一次申込みをした保育所等に当選したのに辞退し、第二次申込みで落選した場合には、保留決定通知書の備考欄にその旨を付記していただければ、育児休業・給付の延長申請において当該記載を確認したときには、制度趣旨に則った育児休業・給付の延長にあたるのかを適切に審査することが可能となる。
- 以上のような措置を国と自治体が相互に協力し総合的に実施することにより、育児休業の延長を目的とする保育所等への申込みは抑制され、育児休業制度の適切な運用が図られるものと考えられる。